

別冊

第3次 地域福祉活動計画

社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会

後期
実施計画
駿河区

2019.4-2023.3



社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会

第3次 地域福祉活動計画

社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会

後期
実施計画
駿河区
2019.4-2023.3

駿河区の地域福祉の推進の現状と課題

- 1 駿河区の概況…●2
- 2 駿河区の地域福祉推進の現状と後期実施計画における活動の方向性…●3

後期実施計画

- 重点的な取組Ⅰ 福祉課題の把握と連携による包括的な相談支援体制をつくります…●5
- 重点的な取組Ⅱ 制度の狭間等の問題解決に、多様な主体との協働で取り組みます…●6
- 重点的な取組Ⅲ 地域共生社会の実現に向け、福祉活動の理解者・協力者を増やす取組を推進します…●9

駿河区の地域福祉の推進の現状と課題

1 駿河区の概況

駿河区は、大規模小売店の進出や宅地造成、静岡駅や東静岡駅周辺のマンション建設が進み、また大学や県立美術館、日本平動物園といった教育、文化施設も多くあることから、子育て中の若い世代や学生も数多く住む区となっています。しかし、人口は2018年より減少に転じ、高齢化率も26.7%と市の平均は下回るものの3年前より1.8ポイントも上昇するなど、人口構成に変化が生じてきています。

地域福祉活動は、18ある小学校区単位に設立されている地区社協を中心に行われていますが、リーダーや担い手の不足、ニーズ把握の有無、地域とのつながりの希薄化などにより、各地区の取組内容にも差が出てきています。

①人口・世帯数

	2015年3月31日	2018年12月31日
静岡市	713,564人(307,326世帯)	702,395人(315,788世帯)
駿河区	211,682人(093,521世帯)	210,852人(097,105世帯)

②高齢化率

	2015年3月31日	2018年12月31日
静岡市	198,223人(27.8%)	209,236人(29.8%)
駿河区	52,746人(24.9%)	56,202人(26.7%)

③地縁団体数

	自治会連合会	民生委員児童委員協議会	地区社会福祉協議会
静岡市	78地区	61地区	74地区
駿河区	19地区	16地区	18地区

④地区社協活動数

	S型デイサービス	子育てサロン(パトーク含む)
静岡市	274会場	75会場
駿河区	62会場	13会場

⑤福祉関係機関数

	地域包括支援センター(まるけあ)	社会福祉法人
静岡市	30カ所	87法人
駿河区	7カ所	19法人

⑥教育機関

	小学校	中学校	高等学校	大学	その他の学校
静岡市	90校	56校	27校	11校	15校
駿河区	18校	11校	4校	7校	7校

⑦ボランティア

	シニアサポーター登録者数 2018年12月31日現在	未活動シニアサポーター数(推定)2018年12月31日現在
静岡市	6,697人	1,400人
駿河区	1,722人	364人

2 駿河区の地域福祉推進の現状と後期実施計画における活動の方向性

I 一人ひとりに必要な支援を提供できる環境づくり

① 住民が抱える生活課題の把握

「8050問題」や「介護離職」など住民が抱える課題は複雑・多様化するだけでなく、サービスや支援の拒否、孤立、ひきこもりなど課題が潜在化するなど見えにくくなっています。これら住民の課題を把握するためには、より住民にとって身近な場所において課題把握することができる仕組みづくりが求められています。

後期実施計画においては、住民が抱える課題をより身近な住民活動の場において相談、把握することができる仕組みづくりに取り組みます。

② 多機関協働による相談支援の展開

生活課題が複雑・多様化する中で、一つの専門機関だけで課題解決を図っていくことは困難な状況となっています。前期実施計画においては社協内における連携や協働による課題解決に重点的に取り組んできました。

後期実施計画においては、福祉関係機関にとどまらず、医療や司法など幅広い専門機関・団体や地域住民との連携、協働による課題解決に向けた取組を進めます。

II 多様な主体の協働による地域づくり

① 地区社協のあり方の検討

地区社協同士の情報交換の場として、2017年度(平成29年度)に駿河区地区社会福祉協議会連絡会が発足されました。連絡会を通して、各地区の取組や課題が徐々に共有化されてきましたが、多くの地区でボランティアや役員といった担い手不足の課題を抱えていることがわかりました。地区社協活動の充実と安定的な組織運営を進めるためには、住民への周知やボランティアの育成、また役員体制を含めた組織のあり方について、改めて整理、検討を進めます。

② 地域における支えあい活動の推進

2015年度(平成27年度)より静岡市が進める「生活支援体制整備事業」によって、地域では困りごとを抱える高齢者の生活を支えるための仕組みづくりが着々と進められています。しかし、地域や家庭が抱える課題は、決して高齢者だけのものではなく、子ども、若者、障がい者、外国人、ひきこもり、孤立、生活困窮等、様々な課題が複雑に絡み合っているため、地域丸ごと、世帯丸ごとの支えあいの仕組みづくりを進めます。

Ⅲ 地域福祉を担う人づくり

① ボランティア・市民活動センター設置による活動の強化

2015年度(平成27年度)より実施されている「元気いきいき!シニアサポーター事業」により、高齢者の地域活動、ボランティア活動の幅がより広がりました。一方で、登録を済ませたにも関わらず、実際の活動にはなかなか結びつかないサポーターもあり、活動につなげるための「コーディネート機能」の重要性が改めて浮き彫りになりました。

駿河区では、2018年に「地域福祉共生センター」が開設され、念願であった地域福祉活動の拠点ができました。後期計画では、ここに「ボランティア・市民活動センター駿河(仮称)」を設置し、市民に対する情報発信やボランティアの育成、大学や企業等の多様な関係機関との協働を進めます。

② 幅広い世代の住民に対する福祉教育の実施

地域が抱える様々な福祉課題を地域で解決するためには、まず当事者の特性や置かれている状況を理解することが大切です。それらは正に福祉教育であり、これまでの「小学校での授業として扱われる福祉教育」から、「地域の課題解決の基礎として、様々な世代を対象に行われる福祉教育」へと考えを改め、全世代に対する福祉教育の展開を進めます。

● 後期実施計画

重点的な取組 I

福祉課題の把握と連携による包括的な相談支援体制をつくります

● 取組の必要性

住民が抱える生活課題が多様化、複雑化していく中で、一つの専門機関だけで課題解決を図っていくことは困難な状況となってきた。各種専門機関が連携、協働してこれらの生活課題を抱える住民を支えていくことが求められている。

後期実施計画においては、住民により身近な住民活動の場において課題を把握することができる仕組みづくりを進めていくと共に、把握した課題を各種専門機関等が連携して課題解決に取り組んでいく相談支援体制を整備する。

4年後のあるべき姿

- 1 身近な住民活動の場において、住民が抱える生活課題を相談、把握することができる仕組みができている。
- 2 住民活動の場において把握された課題が、各種専門機関や地域住民などの連携、協働により対応できる体制が整備されている。

取組の視点① 地域内における相談支援体制の構築

実施項目	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度数値目標
1. 地区内の福祉課題を把握するための仕組みづくり	既存の住民活動の場における福祉課題を把握するための仕組みづくりの検討、研修会の開催 【自治会連合会、地区社協、民児協、シニアクラブ、ボランティア団体、地域包括支援センター、保健福祉センター、行政、市社協】	地域における相談の体制の充実・強化 【自治会連合会、地区社協、民児協、シニアクラブ、ボランティア団体、地域包括支援センター、保健福祉センター、行政、市社協】 (20年度:1か所) (21~22年度:各2か所)			● 相談の仕組みづくりを5か所で進める
2. 相談窓口や福祉制度の地域住民への周知	相談窓口に関する情報収集 【地域包括支援センター、保健福祉センター、行政、市社協】	相談窓口一覧表の作成 【地域包括支援センター、保健福祉センター、行政、市社協】	公共施設や地域団体の定例会等を活用した周知 【自治会連合会、地区社協、民児協、シニアクラブ、地域包括支援センター、保健福祉センター、行政、市社協】 (18地区)		● 18地区全てで周知を行う

取組の視点②「縦割り」から「丸ごと」の包括的相談体制の整備に向けた専門職と地域の連携

実施項目	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度数値目標
1. 多機関協働による相談支援ネットワークの構築	関係機関との連絡会の開催に向け、会議の持ち方などの検討・開催 【当事者団体、地域包括支援センター、行政、市社協】	関係機関連絡会の開催 【当事者団体、地域包括支援センター、行政、市社協】			●年2回実施
	医療、福祉、司法、行政等各職種に対する総合相談支援事業に関する関係構築 【行政、市社協】	多機関協働による相談会開催に向けた検討会の実施 【医療関係機関、福祉関係機関、司法関係機関、行政、市社協】		多機関協働による相談会（モデル）の開催 【医療関係機関、福祉関係機関、司法関係機関、行政、市社協】	●多機関協働による相談会の開催

重点的な取組Ⅱ

制度の狭間等の問題解決に、多様な主体との協働で取り組めます

●取組の必要性

静岡駅や東静岡駅周辺の地域については、マンション建設等により人口が増えているが、沿岸地域や丘陵地などは人口減少が進んでおり、地域間での差が広がっていると言える。また、一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯、小さな子どもがいる世帯、障がいのある方がいる世帯、経済的に困窮している世帯など、生活のしづらさを抱える世帯はどの地域でも増えている。世帯の状況や課題は多様化、複雑化する中で、それを支える家族機能や地域のつながりは減退しており、課題の解決に向けて、制度の充実とともに、地域のつながりの再構築が必要不可欠である。

そのため、地域住民や地域の多様な主体が交流、連携する場づくりを促進し、地域に求められている支え合い活動を立ち上げ、課題の解決に取り組んで行く必要がある。

4年後のあるべき姿

- 1 地区社協の活動が更に充実し、住民が主体となった地域福祉活動が行われている。
- 2 各地区の特性に合わせた支えあいの仕組みづくりが進んでいる。
- 3 そこに住むすべての人々が互いに関わり合い、生きがいを持って生活を送ることができる「地域共生社会」の構築を目指す。

取組の視点① 地区社協の体制強化

実施項目	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度数値目標
1. 地区社協のあり方の検討	各地区社協の現状の整理、課題の共有 【地区社協、市社協】	(新)地区社協手引きを活用した事業、運営の再構築 【地区社協、市社協】			●(新)地区社協手引きを活用した地区社協事業、運営の実施
	地区社協連絡会の役割の整理 【地区社協、市社協】	各地区社協間の連携体制の強化 【地区社協、市社協】			





実施項目	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度数値目標
2. 地区社協の 中期的な 目標の設定		各地区社協における中期的な目標の策定 【地区社協、市社協】			●18地区全てで 中期的な目標を 策定する
		S型デイサービスの会場拡大 【自治会連合会、地区社協、民児協、地域包括支援センター、市社協】 (19~22年度:各2会場)			●S型デイサービ ス新規立ち上げ 8会場(会場数 62会場⇒70会 場)
		子育てサロンの会場拡大 【自治会連合会、地区社協、民児協、保健センター、児童館、市社協】 (20年度:1会場) (22年度:1会場)			●子育てサロン 新規立ち上げ2 会場(会場数13 会場⇒15会場)
3. 地区社協活動の 広報、周知	地域団体等の定例会での活動周知 【自治会連合会、地区社協、民児協、市社協】 (18地区)				●18地区全ての 地区で実施
		地区社協広報紙の協働作成 【地区社協、市社協】 (20~22年度:各2地区)			●広報紙の協働 作成6地区

取組の視点② 地域での住民主体による支え合い活動の推進

実施項目	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度数値目標
1. 支え合いの 風土づくり	各地区における福祉アンケート及び住民懇談会の実施 【自治会連合会、地区社協、民児協、市社協】				●18地区全てで 住民のニーズ把 握及び意識啓発 に努める
	福祉講演会やボランティア研修の実施 【自治会連合会、地区社協、民児協、市社協】				
2. 支え合いの 主体づくり	継続的な地域づくり会議の開催 【自治会連合会、地区社協、民児協、市社協】	地域づくり会議への多様な団体の参画 【地域包括支援センター、福祉施設、NPO法人、企業】	課題解決の場としての地域づくり会議の確立 【自治会連合会、地区社協、民児協、地域包括支援センター、福祉施設、NPO法人、企業、市社協】		●18地区全てで 支え合い活動を 推進するための 協議体を設置す る
	各地区の活動状況の共有 【自治会連合会、地区社協、民児協、市社協】	日常生活圏域ごとの支え合いの地域づくり会議の開催 【自治会連合会、地区社協、民児協、市社協】			
3. 支え合いの 活動づくり	地域状況に合わせた支え合い活動(生活支援、移動支援、見守り等)の企画推進 【自治会連合会、地区社協、民児協、地域包括支援センター、福祉施設、NPO法人、企業、市社協】				●18地区全てで 支え合い活動を 立ち上げる





実施項目	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度数値目標
4. 専門支援機関との協働による、障がい者、子ども、ひきこもり、生活困窮等に関する活動の企画、研修の実施	障がいや子ども、ひきこもり、生活困窮者支援等に関する課題や現状の共有 【自治会連合会、地区社協、民児協、福祉施設、NPO法人、保健センター、児童館、市社協】	福祉課題に対する支援活動の企画推進 【自治会連合会、地区社協、民児協、福祉施設、NPO法人、保健センター、児童館、市社協】			●課題解決のための活動を期間内2回程度実施する
	専門支援機関と連携した研修の実施 【自治会連合会、地区社協、民児協、福祉施設、NPO法人、保健センター、児童館、市社協】				

取組の視点③ 世代や分野を超えた全世代、全対象型の支援づくり

実施項目	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度数値目標
1. 住民主体による地域福祉活動の推進	各地区における活動状況の共有 【自治会連合会、地区社協、民児協、シニアクラブ、PTA、福祉施設、NPO法人、企業、市社協】	多世代交流の場づくりの実践 【自治会連合会、地区社協、民児協、福祉施設、NPO法人、企業、市社協】 (20～22年度:各2か所)			●多世代交流の場を新たに6か所増やす
		多世代交流の場同士の課題の共有・情報交換 【自治会連合会、地区社協、民児協、福祉施設、NPO法人、企業、市社協】			

取組の視点④ 地域住民と関係団体間の連携、協働体制の構築

実施項目	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度数値目標
1. 多様な主体との連携による活動の推進	地域住民と社会福祉法人、企業、団体、行政等との連携協働事例の共有 【自治会連合会、地区社協、民児協、社会福祉法人、NPO法人、企業、行政、市社協】	地域が行う各種事業と社会福祉法人、企業、団体、行政との連携協働の促進 【自治会連合会、地区社協、民児協、社会福祉法人、NPO法人、企業、行政、市社協】			●連携協働による事業を期間内に2事業立ち上げる

取組の視点⑤ 災害にも強い地域ネットワークの構築

実施項目	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度数値目標
1. 災害にも強い地域ネットワークの構築	災害時要援護者への対応状況の共有 【自治会連合会、地区社協、民児協、行政、市社協】		地域と障がい者団体の協働事業の実施 【自治会連合会、地区社協、民児協、NPO法人、ボランティア団体、行政、市社協】		●協働事業を期間内に2事業立ち上げる
	災害ボランティアセンターの基盤整備(資器材の整備、訓練の実施等) 【自治会連合会、地区社協、民児協、自主防災組織、NPO法人、ボランティア団体、企業、行政、市社協】				●災害ボランティアセンターの運営マニュアルの策定
	災害ボランティアセンターの担い手の育成 【自治会連合会、地区社協、民児協、自主防災組織、NPO法人、ボランティア団体、企業、行政、市社協】				●災害ボランティアセンターの担い手30名育成

重点的な取組Ⅲ

地域共生社会の実現に向け、福祉活動の理解者・協力者を増やす取組を推進します

●取組の必要性

各地区で住民が参加して行われる会議や懇談会において、多くの地区で地域課題として「担い手の不足」が挙げられる。地域福祉活動を拡充し、安定的な運営を行うためには、より多くの住民が気軽に参加できる仕組みを併せて作る必要がある。

また、多様な地域課題に対応するためには、その課題を我がこととして受け止めるための福祉教育が不可欠であり、そのためには地域を基盤に、あらゆる世代が学ぶことができる福祉教育が必要である。

4年後のあるべき姿

- 1 様々な団体、施設、機関と連携し、あらゆる世代の人々が福祉に対する学びを深め、気軽に地域福祉活動に参加できる仕組みを構築する。
- 2 「ボランティア・市民活動センター駿河(仮称)」を開設し、地域やボランティア団体、NPO、教育機関等と連携、協働して運営を行う。

取組の視点① 地域福祉の担い手の育成

実施項目	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度数値目標
1. 幅広い世代への地域福祉活動参加の呼びかけ等による担い手の確保	地域で行われる様々な福祉活動の周知及び担い手の育成 【自治会連合会、地区社協、福祉施設、NPO法人、ボランティア団体、市社協】				●100名以上のボランティア増加 ※ボランティア保険の加入者数を参考に
	地域、高校、大学が連携した事業の企画検討 【高校、大学、市社協】	生徒、学生が参加した地域福祉活動の実践 【高校、大学、市社協】			●生徒、学生が参加する地域福祉活動を期間内に2回程度実施する
2. シニアサポーターと地域福祉活動との積極的な結びつけ	地域と連携したシニアサポーターの育成 【自治会連合会、地区社協、福祉施設、市社協】				●シニアサポーターの登録者2,000名(1,722名⇒2,000名)

取組の視点② ボランティア団体、活動者への支援

実施項目	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度数値目標
1. ボランティアセンター機能の強化	ボランティアセンター設置に向けた検討・準備 【地区社協、福祉施設、NPO法人、ボランティア団体、大学、行政、市社協】	ボランティアセンター及び運営委員会の設置 【地区社協、福祉施設、NPO法人、ボランティア団体、大学、行政、市社協】			●「ボランティア・市民活動センター駿河(仮称)」を開設する
2. ボランティア活動に関する学習機会の提供	多様な団体、機関の協働による出前講座、研修の実施 【自治会連合会、地区社協、民児協、市社協】				●講座、研修を年間4回以上実施、参加者100名以上

取組の視点③ 学校、地域での福祉教育の推進

実施項目	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度数値目標
1. 福祉教育活動に関する協力者の育成	地域における福祉学習の場への福祉教育講師の参加 【地区社協、福祉団体、福祉施設、NPO法人、ボランティア団体、市社協】				● 年間4回以上講座、研修を実施
		福祉教育サポーターの育成 【自治会連合会、地区社協、民児協、福祉施設、NPO法人、ボランティア団体、市社協】	学校や地域での福祉教育活動の実施 【自治会連合会、地区社協、民児協、小学校、中学校、高校、大学、市社協】		● 福祉教育サポーターの登録者20名、年間5回の活動実践
2. 全世代に対する福祉教育の展開	赤い羽根、障がい者スポーツ、防災活動や認知症等をテーマにした講座の実施 【自治会連合会、地区社協、民児協、福祉施設、地域包括支援センター、NPO法人、ボランティア団体、小学校、中学校、高校、市社協】				● 年間8回以上講座を実施



静岡市社会福祉協議会

社会福祉法人

静岡市社会福祉協議会

駿河区地域福祉推進センター

〒422-8074 静岡市駿河区南八幡町3番1号 静岡市南部図書館2階
静岡市地域福祉共生センター みなくる内

TEL 054-280-6150 FAX 054-286-9545

